

質 疑 回 答 書

(新庁舎建設工事監理業務)

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑	回答
1	実施要領p4 6(4)ウ③	参加資格確認書【様式4】の添付資料として建築士事務所登録証明書の写しとありますが、有効期間期間内であれば発行日から3ヶ月以上経っている証明書でも宜しいでしょうか。	3ヶ月以内という規定は設けておりませんが、有効期間内の証明書であれば可とします。
2	配置図	既存北館解体時及び新庁舎（Ⅰ期）建設時における、庁舎機能仮移転先はどちらの場所でしょうか。 またその間の既存南館及び南側駐車場は、来庁者の通常利用は可と考えて宜しいでしょうか。	建設工事期間中の庁舎機能仮移転先は現庁舎南館及び他敷地の公共施設としており、現庁舎南館及び南側駐車場は、来庁者の通常利用が可能です。 また、庁舎執務機能の仮移転は完了しております。
3	配置図	新庁舎開庁後は、仮移転先での執務もなくなるものと考えて宜しいでしょうか。 その際の駐車場は南側駐車場を継続利用するものと考えて宜しいでしょうか。	新庁舎建設工事（Ⅰ期）完了後は仮移転先の執務機能を新庁舎に集約し執務を行います。 その際の南側駐車場は新庁舎建設工事（Ⅱ期）完了までは継続利用することが可能です。